

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、ショーボンドホールディングス株式会社と称し、英文では SHO-BOND Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することおよび次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事の請負
2. 土木建築工事の設計ならびにコンサルタント業務
3. 合成樹脂接着剤、ライニング剤等の製造、売買
4. 合成樹脂ならびにその原材料の売買および輸出入
5. 土木建築用機械器具および製品・材料の製造、販売、施工
6. 土木建築用機械器具および製品・材料の輸出入
7. 管継手器具の製造、売買、および輸出入
8. 管設備工事の設計施工
9. 各種標示装置および器具の製造、販売、施工
10. 各種標示装置および器具の輸出
11. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、480,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によってこれを定め、これを公告する。

(基 準 日)

第 10 条 当会社は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、法務省令の定めるところにより、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領および結果その他の事項を書面または電磁的な記録をもって議事録を作成する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 7 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、その他役付取締役若干名を選定することができる。

(取締役顧問および取締役相談役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役顧問および取締役相談役各若干名を選定することができる。

② 取締役顧問および取締役相談役は、当会社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は、会社法第 370 条の要件に該当する場合には、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 29 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 33 条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定期株主総会において別段の決議がなされなかったときには、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(期末配当金)

第 43 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」

という。) を支払う。

(中間配当金)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 45 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息を付けない。

(2026 年 1 月 1 日改正)